

答 申 第 号
令和 4 年 月 日

千葉市長 神谷俊一様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 本 澤 陽 一

個人情報に関する重要事項について（答申）

令和4年7月25日付け4千総政第127号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴う千葉市における個人情報保護制度の見直しに係る以下の内容について

- (1) 改正後の個人情報保護法において個人情報保護法を施行するための条例（以下「施行条例」という。）で定める必要があるとされている事項について
- (2) 改正後の個人情報保護法において施行条例で定めることができるとされている事項及び施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について
- (3) 改正後の個人情報保護法の施行に伴う千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成17年条例第2号）の改正について
- (4) その他個人情報保護制度の見直しにおいて検討が必要な事項について

2 諮問に対する意見

- (1) 改正後の個人情報保護法において施行条例で定める必要があるとされている事項について

ア 開示手数料

開示請求に係る手数料は無料とする。

（説明）

（ア）個人情報保護法第89条第2項では、地方公共団体の機関に対し開示請求をす

る者は、施行条例の定めにより、実費の範囲内において手数料を納めなければならないと規定している。

- (イ) ここでいう「実費」には、申請に係る費用と写しの作成・交付に係る費用がともに含まれると解されるが、写しの送付に係る費用については、別途、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507条。以下「政令」という。）第28条第4項において負担を求めることができると規定されていることから、ここには含まれないと解するのが適当である。
- (ウ) また、法第89条第2項において、「開示請求をする者は、…実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない」と定めていることから、「開示請求に係る手数料」は、開示請求の段階で、申請手数料として一律の額を徴することを前提として規定されたものと解される。
- (エ) 一方で、法第89条第3項において、手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされていることから、住民サービスの観点から「開示請求に係る手数料」を無料とすることも、必ずしも法の趣旨に反するものではない。
- (オ) したがって、「開示請求に係る手数料」については、申請に係る手数料として一律の金額（国の例によれば300円）とするか、又は無料とすることが改正法の趣旨にかなうと考えるのが妥当である。
- (カ) この点、本市においては、保有個人情報の本人開示請求については、請求者が自己の保有個人情報の内容を確認するためのものであり、法令等によって特別の利益の付与を求める性質のものではないといった趣旨から、平成7年6月に千葉市個人情報保護制度懇談会から「千葉市における新たな個人情報保護制度の在り方についての提言」において、申請に係る手数料は無料とすることが適当であるという意見が出されており、以降、本市では、写しの作成・交付等の実費のみを徴収しており、申請に係る費用は徴収していない。
- (キ) 加えて、本市においてはこれまで濫用的請求など手数料の導入を検討するような事案も発生していない。
- (ク) 以上のとおり、本市におけるこれまでの手数料のあり方についての考え方を踏まえると、「開示請求に係る手数料」として一律の額を徴するよりも、「開示請求に係る手数料」は無料とする方が、より親和性が高いと思料する。
- (ケ) したがって、「開示に係る手数料」は無料とすることが望ましい。
- (コ) なお、「開示請求に係る手数料」を無料としたうえで、これとは別に写しの作成・交付に係る費用等の負担を求めることは、法第89条第2項が「実費の範囲内において」手数料を定めることとしている趣旨に沿わないように解される。

ただし、法解釈を一元的に担う個人情報保護委員会事務局において作成された

「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」において、Q5-7-1において「手数料を無料とすることも妨げられない」とした上で、Q5-7-2において、「コピー代や記録媒体の費用の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能」とする旨の解釈が技術的助言として示されていることを付言する。

イ 行政機関等匿名加工情報の提供について

- 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は政令第31条で定める額を標準として定める。
- 行政機関等匿名加工情報の提供制度の開始に伴い、千葉県情報公開条例（平成12年条例第52号。以下「情報公開条例」という。）において行政機関等匿名加工情報等を不開示情報と定めるため、情報公開条例の改正を行う。

（説明）

（ア）行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について

- a 個人情報保護法第119条第3項の規定により、契約を締結する者は、実費を勘案して政令で定める額を標準として施行条例で定める額の手数料を納めなければならないとしている。
- b 本市における人件費単価については、行政機関における人件費単価とほぼ同額であり、また、提案審査等に係る所要時間についても、行政機関と比較して大きく増減するような特段の事情がないことから、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料については政令で定める額と同額とすることが適当である。

（イ）情報公開条例の改正について

- a 匿名加工情報は個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものでないことから、情報公開条例上の不開示情報である個人情報（情報公開条例第7条第2号）に該当しない。
- b よって、現行の制度において行政機関等匿名加工情報を公文書開示請求された場合、不開示とする根拠がない。
- c しかしながら、個人情報保護法第109条第2項において、行政機関の長等は、法令に基づく場合又は保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するときを除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならないとしている。
- d また、情報公開条例に基づく公文書開示請求により行政機関等匿名加工情報を開示できることとなると、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を納付することなく行政機関等匿名加工情報を取得することが可能となるおそれや、

削除情報について公文書開示請求により開示ができるとなった場合、匿名加工情報を取得した者が削除情報を利用して個人情報保護法第45条で禁止されている識別行為が可能となってしまうおそれがある。

- e よって、行政機関等匿名加工情報等を不開示情報と定めるため、情報公開条例の改正を行うことが適当である。

(2) 改正後の個人情報保護法において施行条例で定めることができるとされている事項及び施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について

ア 要配慮個人情報

○ 本市独自の「条例要配慮個人情報」は規定しない。

(説明)

(ア) 今回の法改正において、要配慮個人情報の取扱いについては、個人情報ファイル簿（本市の現行の制度においては個人情報取扱事務目録）に要配慮個人情報が含まれているか否かを明記し、公表すること（個人情報保護法第74条第1項）に加え、漏えい等に関する個人情報保護委員会への報告義務が課された（個人情報保護法第68条）。

(イ) 個人情報保護法第60条第5項において、地方公共団体の機関は、要配慮個人情報以外の個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものについては「条例要配慮個人情報」として施行条例で定めることができるとしている。

(ウ) この点、本市においては、法の定める要配慮個人情報に加えて、独自の要配慮個人情報を定めると認めるべき特段の事情は認められないことから、条例要配慮個人情報は規定しないことが適当である。

(エ) なお、条例要配慮個人情報とする対象とすべきものがあるかについて、今後も社会情勢を踏まえつつ検討していくことが必要である。

イ 利用目的等の公表

○ 改正後の個人情報保護法において、保有個人情報の本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表は義務付けられていないが、保有個人情報の本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルを利用する個人情報取扱事務については、個人情報取扱事務目録を引き続き作成・公表する。

○ 個人情報取扱事務目録の作成・公表については、今後の改正法の施行状況と事

務負担を考慮したうえで、将来的な見直しも含め、引き続き検討することが望ましい。

(説明)

- (ア) 個人情報ファイル簿とは、個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用実態をよりの確に認識することができるようにすることを目的とするものである。
- (イ) 本人の数が政令第20条第2項で定める数(1,000人)以上の個人情報ファイルは、個人情報保護法第75条第1項により個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられている。
- (ウ) 一方、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成・公表することや、施行条例で定めるところにより個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等を作成し、公表することも可能と解されている。
- (エ) 本市の現行の制度においては、個人情報取扱事務ごとに個人情報取扱事務目録を作成し、利用目的等を公表している。
- (オ) 保有個人情報の適正な管理や、本人が自己に関する個人情報の利用実態を認識することは、個人情報ファイルの本人の数に関わらず今後も必要であるため、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルを利用する個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務目録を引き続き作成・公表することも、保有個人情報の適切な管理のために有効な方法であると認められる。
- (カ) 一方で、個人情報ファイル簿の作成・公表に加えて、法律上義務付けられていない個人情報取扱事務目録の作成・公表を引き続き行うことによる事務所管課の事務負担の増が懸念される場所である。個人情報取扱事務目録の作成・公表については、今後の改正法の施行状況と事務負担を考慮したうえで、将来的な見直しも含め、引き続き検討することが望ましい。

ウ 情報公開条例との整合性を図るための不開示情報の調整

- 上記(1)イの行政機関等匿名加工情報等を不開示情報と定める改正を除いて、情報公開条例との整合性を図るための不開示情報の調整は行わない。

(説明)

- (ア) 情報公開条例では開示されることとされている情報が、個人情報保護法第78条第1項各号で不開示として規定されている場合、当該情報を施行条例で規定することにより、不開示情報から除くことが可能である。
- (イ) また、個人情報保護法第78条第2項の規定により、情報公開条例では開示しないこととされている情報が、法第78条第1項各号において不開示情報として

規定されていない場合も、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）上の不開示情報に準ずる情報については、当該情報を施行条例で規定することにより、不開示情報に追加することが可能である。

(ウ) 本市の情報公開条例の定める不開示情報の規定に関し、上記2（1）イのとおり行政機関等匿名加工情報に関する不開示情報を追加することは必要である。

その一方で、今回の法改正によっても、実務上これまで開示としていたものが不開示、又はこれまで不開示としていたものが開示となるようなものはないことから、開示・不開示自体の判断に影響は生じないため、それ以外の不開示情報の調整は行わないことが適当である。

エ 開示請求等の手続

決定期限等について

○ 現行制度では開示請求に係る決定期限は14日以内、延長は46日以内であったところ、法の規定どおり決定期限は30日以内、延長は30日以内とする。

（訂正・利用停止請求に係る決定期限は現行条例と改正法に相違なし）

開示の手続きに係る様式等について

○ 市施行規則により様式等を規定（連絡先の記載、開示の方法等）

審査請求について

○ 開示請求等に係る審査請求については、千葉市個人情報保護審査会に諮問することとする。

（説明）

（ア）決定期限等について

a 個人情報保護法第83条第1項では、開示請求を受けた行政機関の長等は、開示請求があった日から30日以内に、開示決定等を行わなければならないとしている。

b また、個人情報保護法第83条第2項では、開示請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、30日以内に開示決定等を行うことができない場合には、30日以内に限りその期限を延長することができるとしている。そのため、延長の期間をあわせると、開示決定等を行う期間は60日以内となる。

c 現行制度では、開示請求に係る決定期限は14日以内、延長は46日以内であるため、延長の期間をあわせると60日以内に、開示決定等を行うこととしている。

d このことについて、開示請求に係る決定期限を14日と施行条例に規定した

場合、延長の期間は前記bのとおり30日以内であるため、開示決定等を行う期間は延長の期間をあわせると60日以内から44日以内に短縮されることとなる。

- e 開示決定等の検討を行うことができる期間が16日間短縮されることで、事務繁忙期や同一部署に複数請求が同時期になされた場合、開示・不開示の判断等に時間を要する場合などにおいて、十分な検討がなされないまま決定され、その結果、開示であるべきはずの情報が不開示となることや、不開示の理由に不備があることなど、却って市民に不利益が生じる可能性があることが懸念される。
- f よって、開示決定等の期限及び延長の期間は法の規定のとおりそれぞれ30日以内とすることで、現行制度の開示決定等の期限と延長の期間を合算した60日以内を維持し、実施機関における十分な検討をする時間を確保することが望ましい。
- g なお、訂正・利用停止請求についてもその決定等の期限は改正法の規定のとおりとする。

(イ) 開示の手続きに係る様式等について

- a 法第108条により、開示請求等に係る手続きについて施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている。
- b 開示請求書等の様式については国から標準様式が提示されているが、現行の制度における様式にあるようなメールアドレスの記載欄等がなく、また、本市では徴収しないこととした手数料の欄があることから、本市における運用と様式の内容が一致していない。
- c 開示請求書等の様式については市が独自で規定することが望ましい。

(ウ) 審査請求について

- a 現行の制度において、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、不訂正請求、利用訂正請求に係る不作為に係る審査請求については、千葉県個人情報保護審査会に諮問している。
- b 改正法施行後についても、令和3年改正法の全面施行前の条例で設置している審査会等については、設置条例等の改正により、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関として位置づけることで、引き続き当該機関を活用することができる。
- c よって、改正法施行後も個人情報保護法第105条第3項の規定により千葉県個人情報保護審査会は設置することとし、審査請求の手續に関する事項につ

いては、法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないことから、現行条例の審査会に係る規定と同様の規定を定めることが適当である。

オ 千葉県情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項

- 改正後の個人情報保護法施行後の千葉県情報公開・個人情報審議会（以下「審議会」という。）への個人情報保護に関する諮問事項は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるものとする。
- 前年度の運用状況報告については、引き続き実施することとする。

(説明)

(ア) 改正法第129条においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、施行条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる旨が規定されている。

(イ) 一方で、個人情報保護法第166条第1項に基づき、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができ、同条2項により、個人情報保護委員会は、当該求めに対して必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする旨が定められている。

(ウ) また、改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであるとしている。

(エ) そのため、これまで審議会へ諮問していた個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等については、法の解釈を一元的に担う個人情報保護委員会から必要に応じ助言を得た上で各地方公共団体が判断すべきものであり、重ねて審議会の意見を聴く必要性は乏しいものと理解されている。

(オ) 以上のことから、改正後の個人情報保護法施行後の審議会への個人情報保護に関する諮問事項は、施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合や、改正法第66条第1項規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合で、特に必要がある場合等を想定し、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるものとする。

(カ) なお、現行の制度においても行っている前年度の運用状況報告については、改

正法施行後も実施することとし、上記諮問事項以外についても、個人情報保護委員会に報告した漏えい事案等についても報告すること等により、審議会が、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な意見を述べる機会を設けることが適切である。

(3) 改正後の個人情報保護法の施行に伴う千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成17年条例第2号）の改正について

- 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例で規定する審議会の所掌事務は次のとおりとする。
- ・ 情報公開に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること
 - ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるものについて、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること
 - ・ 特定個人情報保護評価に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること

(説明)

ア 改正法施行後は上記2（2）オ（オ）のとおり個人情報保護に係る審議会への諮問事項は専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に限定される。

また、諮問事項以外で審議会が市長に意見を述べることができるものについては、上記2（2）オ（カ）のとおり個人情報保護委員会に報告した漏えい事案等についての報告が想定される。

イ このことから、審議会の所掌事務が変更となるため、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例については改正することが適当である。